

## 裁判問題

### 訴えそのものが違法の判決

### 町政批判と甘受すべきもの



みやち ようこ 議員  
宮地 葉子

ことが法に違反し「裁判制度の悪用」とまで言われた。

判決には、らつきよう畑の記事が間違いだとは一言も書いていない。その理由は議会で二度にわたり「遅刻した業者が落札したのではないかと質問をしているのに「明確な否定がなかった」とある。その上で「言論は言論で反論すべき」であり、記事の内容は読み手の判断にまかされているとある。

何故、町民の税金を使ってまで違法な裁判を起こしたのか。判決ではハッキリと「制裁目的」であったとある。訴訟を「議会で数をたのみに議決するのは異例である」とも書かれており、多数で少数や反対意見を封じ込める行いを戒めた内容になっている。

この判決が意味しているものは、民主主義の根本的な問

**問** 「らつきよう畑裁判」の判決があった。判決では訴えそのものが「不法訴訟」、法に違反しているとする。それは住民自治とは何か、民主主義とはどういうものかを執行部に厳しく言い渡した判決だった。

題であり、全国的にも大きく影響する内容であった。議決に賛成した議員も、感情的にならず真摯に反省して欲しい。

訴えそのものが違法である」とまで言われた判決をどう考えるか。また裁判費用はいくらで、支払いは町民の税金か。

### 答 大西町長

判決では（らつきよう畑を出した行為は）社会通念上許容の範囲とある。執行部としては町政批判として甘んじて受けるべきであり、訴訟行為に至るべきではないという認識をしている。書面謝罪を出させていただきたい。

裁判費用は105万円で、税金からの支払いである。

## 同和問題

形骸化した  
「泊り合い」  
夜の参加は自由

**問** 「泊り合い」事業は、名前のとおり「夜泊って親睦



秋です

### 答 坂本教育長

「泊り合い研修」の時間は基本的に夕方5時まで。後は自由参加で条例違反ではない。解放子供会への教員参加も先生方が自主的に参加をしているので違反ではない。謝金については勤務時間内の参加であれば問題がある。

### その他の質問

※住宅リフォーム助成制度

を深める」ことが研修項目に組み込まれ、重要な目的として続いていた。教員の夜の交流会参加は時間外勤務を定めた条例に違反していると思い、再度問う。自由参加なら事業の形骸化を現しているが、研修項目にもその旨を書くべきだ。また解放子供会への教員参加も時間外勤務の条例違反に値する点はないか。謝礼をもらっているが、報酬の二重取りで違法ではないか。